

<設置台数> 351台（1施設に1台以上設置）

（3）県負担・補助率の考え方

県10/10（県有施設及び県内全地域における安全対策であるため）

（4）類似事業の有無

岐阜県教育委員会において、県立学校等にAEDを1台ずつ設置している。

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
使用料及び 賃借料	8,003	AEDリース料
合計	8,003	

決定額の考え方

4 参考事項

（1）各種計画での位置づけ

一般財団法人日本救急医療財団が策定した「AEDの適正配置に関するガイドライン」において、公共施設へのAED設置が望ましいとされている。

また、本県が制定する「県有施設におけるAEDの設置及び管理の基準に関する要綱」では、県有施設に1台以上のAEDを設置するものとしている。

（2）国・他県の状況

茨城県と千葉県では、AEDの普及促進に関する条例を制定済み。また、東京都と神奈川県は、都県内の全交番及び駐在所にAEDを設置している。

（3）後年度の財政負担

5ヶ年リース契約のため、継続的な財政負担が必要。また、警察施設においては、リース契約の更新が必要。

（4）事業主体及びその妥当性

県有施設における安全・安心の確保のための事業であるから、県が実施すべきである。

事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
令和4年度までに、すべての県有施設にAEDを設置する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 <small>（前々年度末時点）</small>	目標	達成率
県有施設におけるAEDの設置率	34.9% (H28)	(H)	100% (H29)	100% (R1)	100% (R2)	100%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
AEDが設置されていなかった県有施設をはじめ、施設の規模・性質から複数台設置することが望ましい県有施設にAEDを設置した。
平成29年度に326施設に334台のAEDを設置し、平成30年度に6台、令和元年度に4台、令和2年度に5台のAEDを更新した。

（前年度の成果）

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
全ての県有施設にAEDが設置された。また、平成29年9月10日に、交番に設置したAEDが使用され、路上で倒れた男性の命を救った事案あり。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い	
(評価) ○	AEDの適正配置に関するガイドラインでは、公共施設へのAED設置が望ましいとされている。また、県有施設は不特定多数の県民の利用が想定され、その安全・安心を確保するのは県有施設の管理者である県の責務である。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	平成29年9月10日に、交番に設置したAEDが使用され、救急蘇生に成功した事案がある。また、ぎふ清流ハーフマラソンでもAEDの使用により傷病者が社会復帰できた例もあり、救急蘇生において極めて有効である。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある	
(評価) ○	複数台まとめて整備することで得られるスケールメリットにより、費用を抑制できる。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 県有施設の規模・性質によって、AEDを複数台設置することが望ましい場合があり、必要に応じて整備する必要がある。 また、心停止が発生した際にAEDを躊躇なく使用できる職員を養成することも必要である。
--

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 各県有施設において心停止から5分以内の除細動開始が望ましいことを踏まえ、AEDの複数設置を検討する。 また、県有施設に勤務する職員等にAEDの使用方法を習得させるため、消防本部が開催する普通救命講習等への参加をはたらきかける。
--